

平成 31 年 3 月 20 日

多可町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

多可町農業委員会
会長 山田正壽

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、多可町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

多可町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、耕作者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では、酒米山田錦や主食用米と黒大豆等を中心とした土地利用型農業に取り組んでいるが、担い手不足の地域もあり、新たな担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業の活用等に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、多可町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

第 2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標面積

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	1,420 ha	3.5 ha	0.25 %
3 年後の目標 (平成 33 年 4 月)	1,415 ha	2.9 ha	0.20 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の相互協力により農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用に関する現場活動については、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

ア 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付けの意向のある者については、速やかに同機構へ連絡する。

③ 非農地判断について

ア 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、再生利用困難に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	1,420 ha	353 ha	24.9 %
3 年後の目標 (平成 33 年 4 月)	1,415 ha	443 ha	31.3 %

(2) 担い手への農地利用集積に向けた推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

各地区の「人・農地プラン」の作成・見直し時に農業委員と推進委員が集落に入り、積極的に関与する。

② 農地中間管理事業の推進

町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマ

ツチングによる農地中間管理事業の活用を推進する。

③ 農地の利用調整について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整等を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人）
現 状 (平成 30 年 4 月)	1 経営体
3 年間の目標 (平成 33 年 4 月)	4 経営体

(2) 新規参入者の促進に向けた推進方法

① 関係機関との連携について

県等の関係機関（農地中間管理機構、加東農林振興事務所、地域自治会、農会、水利組合、JA みのり等）との連携を図る。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入者の地域の受入条件の整備を促進するとともに、就農後の安定した経営が図れるよう指導・助言等を行う。